

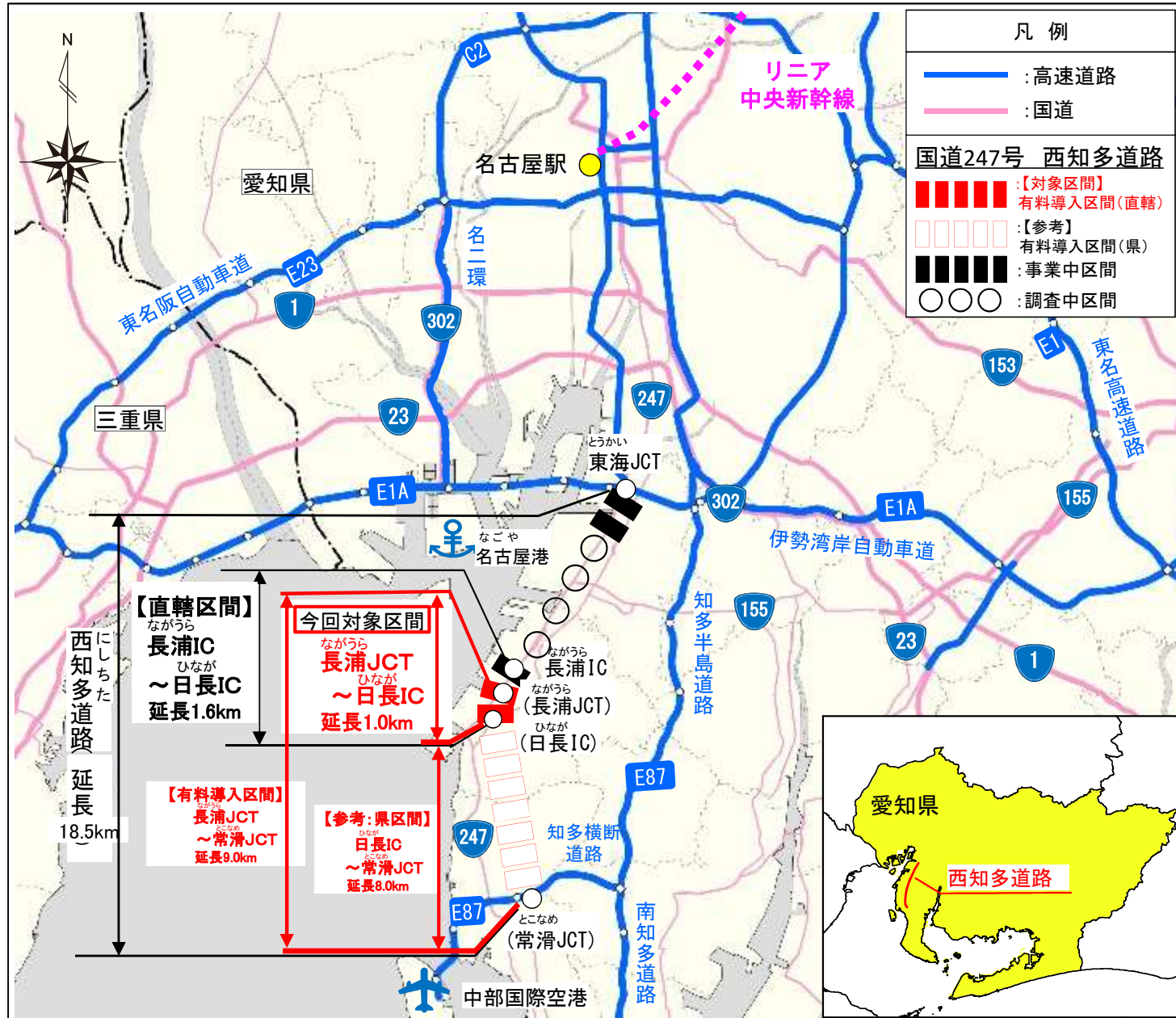
令和3年度 有料道路事業関係説明資料②

- にしちた 西知多道路(ながうら長浦JCT～ひなが日長IC)は、一般国道であり、令和3年度に権限代行による直轄事業として事業化されている。
- なお、愛知県において当該区間及び愛知県施行区間(日長IC～常滑JCT)への、有料道路事業導入による整備の加速の意向があるとともに、愛知県にて実施した沿線地域への意見聴取や地元説明会の結果、有料道路事業導入に対して地域からの概ねの理解が得られているところである。
- これらを踏まえ、愛知県道路公社による有料道路事業の導入に向けた手続きが進められているところであり、直轄事業と有料道路事業の基本的な役割分担の考え方を整理したので、社会資本整備審議会へ報告するものである。

[有料道路事業の導入・変更関係]

路線名	起終点	延長	内容
一般国道247号 <small>にしちた</small> 西知多道路	<small>ながうら</small> 長浦JCT～ <small>ひなが</small> 日長IC	1.0km	有料道路事業の新規導入

一般国道247号 西知多道路(長浦JCT~日長IC) [有料道路事業の導入]

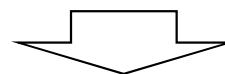


()書きのIC・JCT名は仮称

一般国道247号 西知多道路(長浦JCT～日長IC)に係る有料投資額

[算出条件]

ネットワーク条件	供用中区間に加え、各年度の事業中区間の供用予定を反映
交通量	H22センサスベース
将来金利	2.075%
償還期間	60年
料金水準(普通車)	長浦JCT～日長IC(1.0km):50円 (参考:県区間含み)長浦JCT～常滑JCT(9.0km):410円
収入	交通量推計に基づき料金収入を算出
管理費	愛知県道路公社管理(知多4路線)の実績を基に設定



有料投資額(案)	約40億円 (参考:県区間含み)約220億円
----------	---------------------------

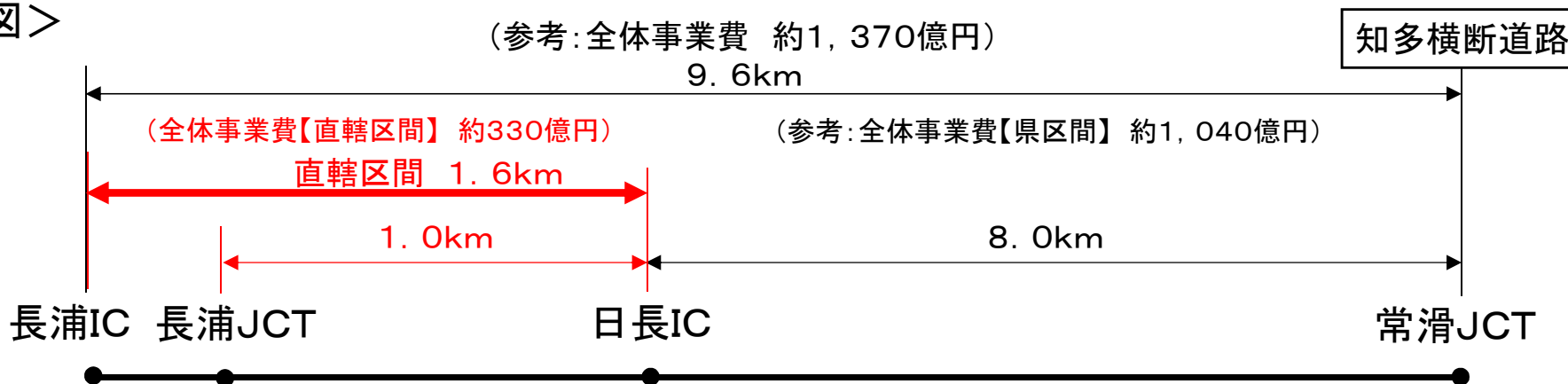
全体事業費 約330億円

※長浦IC～日長ICの全体事業費

一般国道247号 西知多道路(長浦IC～日長IC)に係る有料事業費及び施行区分

- 有料道路事業(料金収入)と公共事業(税負担)の組み合わせにより、対応する
- 効率的かつ効果的な管理を行うために、日常的なメンテナンスが必要な舗装や設備工事の一部は有料道路事業者が実施

<施行区分図>



舗装・設備工事	有料道路事業 (愛知県道路公社) 約40億円	有料道路事業 (愛知県道路公社) 約180億円
上記以外	公共事業 (国)	公共事業 (愛知県)

注)IC、JCT名称には仮称を含む

一般国道247号 西知多道路(長浦JCT～常滑JCT)に係る 道路管理者の同意等※手続きについて

<愛知県道路公社からの同意申請>

3愛知知事第20号
令和3年5月12日


道路管理者
愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県道路公社
理事長 山田 哲夫

有料道路の実施について (依頼)

有料道路「一般国道247号(西知多道路)」の事業について別紙のとおり実施したく、
道路整備特別措置法第10条第1項の規定による国土交通大臣許可を受けるため、同法第
16条第1項の規定により、あらかじめ同意を求めます。

担当 事業部事業課 事業担当
電話 052-961-1627



<愛知県からの同意回答>

3道維第125号
令和3年7月8日


愛知県道路公社
理事長 山田 哲夫 様

道路管理者 愛知県
愛知県知事 大村 秀章

有料道路の実施について (回答)

令和3年5月12日付け3愛知知事第20号の申請については、同意します。
なお、同意に関する議案書(令和3年6月定例愛知県議会)は別添のとおりです。

担当 建設局道路維持課
路政・管理グループ(高橋)
電話 052-954-6546 (ダイヤル)



※道路整備特別措置法 第16条(道路管理者の同意等)

第1項 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。